

平成27年第1回定例会
予算決算常任委員会健康福祉病院分科会

説明資料

	頁数
《議案補充説明》	
【議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第8号】	
1 平成27年度三重県一般会計予算等について・・・・・・・・・・	1
【議案第73号、議案第75号、議案第76号】	
2 平成26年度三重県一般会計補正予算等について・・・・・・・・	15
【議案第30号、議案第31号】	
3 基金に関する条例の改正について・・・・・・・・・・	24
【議案第34号】	
4 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・	25
《所管事項説明》	
1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について	
（1）予算に関する補助金等に係る資料・・・・・・・・・・	28
（2）交付決定実績調書・・・・・・・・・・	51

平成27年3月5日
健康福祉部

1 平成27年度三重県一般会計予算等について

健康福祉部関係の平成27年度当初予算の総額等は次のとおりです。

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増減額 (増減率)
第3款 民生費	97,109,218	97,391,110	281,892 (0.3)
第4款 衛生費	23,272,148	24,379,324	1,107,176 (4.8)
第10款 教育費	2,097,066	1,280,714	△816,352(△38.9)
一 般 会 計	122,478,432	123,051,148	572,716 (0.5)
地方独立行政法人三重県立総合 医療センター資金貸付特別会計	1,716,696	1,711,218	△5,478 (△0.3)
三重県母子及び父子並びに寡婦 福祉資金貸付事業特別会計	341,292	351,453	10,161 (3.0)
三重県立小児心療センター あすなろ学園事業特別会計	1,021,357	1,076,702	55,345 (5.4)
特 別 会 計	3,079,345	3,139,373	60,028 (1.9)

なお、一般会計の債務負担行為については、2頁の表に整理しました
とおり8件を計上しています。

また、特別会計につきましては、13頁および14頁に整理しました。

議案第4号 平成27年度三重県一般会計予算関係

(債務負担行為)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動体外式除細動器(AED)機器の賃借に係る契約	平成28年度～平成31年度	3,360
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	平成27年度～平成32年度	230,915
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	平成27年度～平成32年度	722,105
みえこどもの城の指定管理に係る協定	平成27年度～平成32年度	674,765
特別児童扶養手当システムの保守業務委託に係る契約	平成28年度～平成32年度	5,480
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	平成27年度～平成32年度	65,000
こども心身発達医療センター(仮称)整備事業建築工事等に係る契約	平成28年度	6,730,641
こども心身発達医療センター(仮称)整備事業医療情報システム構築・運用保守業務委託に係る契約	平成28年度～平成34年度	356,820

公の施設の指定管理の更新及び債務負担行為について

1 指定管理者制度の更新

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としており、平成 28 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了する次の 4 施設について、債務負担行為を設定のうえ更新にかかる手続きをします。

2 指定管理者の更新に伴う債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	平成 27 年度～平成 32 年度	230,915
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	平成 27 年度～平成 32 年度	722,105
みえこどもの城の指定管理に係る協定	平成 27 年度～平成 32 年度	674,765
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	平成 27 年度～平成 32 年度	65,000

※平成 27 年度は契約行為のみ

3 指定管理者の指定の期間

県の指定管理者制度に関する取扱要綱第 4 条に規定する指定期間の標準に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

4 指定管理者の募集および選定等に関する事項

(1) 募集の方法

指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、有識者などによる 5～7 名程度の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等を基本に総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる者を指定管理候補者として選定します。

[選定基準]

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ウ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- エ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

5 各施設の個別の基本的事項

(施設の設置目的、運営の基本的方向性、業務の範囲、利用料金制度の採用)

別紙 各施設別「指定管理者制度活用の方針」のとおり

6 今後の日程 (予定)

- 27年4月 選定委員会公募委員の募集
- 7月 選定委員会の開催 (審査基準・配点表を決定)
募集を開始 (9月上旬まで)
- 9月 選定過程の状況を健康福祉病院常任委員会で報告
- 10月 選定委員会による審査
- 11月 指定管理候補者の決定
議案提案
- 28年1月 指定管理者の指定
- 3月 指定管理者と協定を締結、引継
- 4月 指定管理者による施設管理を開始

「三重県視覚障害者支援センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

視覚障害者支援センターは、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の貸出、点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援、視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談を行うなど、必要な情報の提供及び支援により、視覚障がい者の自立と社会参加を促すことを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、センターでは、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、視覚障がい者を支援する点訳ボランティア等にも施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図るものとしします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県視覚障害者支援センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館1階内
- ウ 構造規模等
 - ・面積 705.70 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 視覚障害者支援センターの管理運営に関する業務
- (イ) 視覚障害者支援センターの事業実施に関する業務

①点字図書館事業

- ・点字図書、録音図書等の貸出、閲覧、製作、編集
- ・点字図書等のプライベートサービス、図書情報誌の発行等

②生活支援等社会参加促進に関する事業

- ・点字・声の広報発行事業
- ・点訳・朗読奉仕員の養成
- ・視覚障がい者福祉情報等の発信
- ・生活訓練
- ・生活相談
- ・ITサポート事業
- ・視覚障がい者福祉の普及啓発
- ・デジタイズ機器など視覚障がい者用情報機器等の貸出
- ・日常生活用具の展示紹介等
- ・避難行動セミナー及び災害発生時における情報支援活動

イ 成果目標

図書等の貸出数	平成32年度	80,000	タイトル
生活訓練の参加者数	平成32年度	500	人

(5) 利用料金制採用の考え方

「身体障害者福祉法」の規定に基づき、利用料金は無料を基本としており、次期指定管理についても変更は行いません。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額	230,985	千円（5年間）
（内訳）平成28年度	46,183	千円
平成29年度	46,183	千円
平成30年度	46,183	千円
平成31年度	46,183	千円
平成32年度	46,183	千円

「三重県身体障害者総合福祉センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

身体障害者総合福祉センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく障害者支援施設および、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型として、身体障がい者の福祉を総合的に推進することを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、身体障害者総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のための支援等の中心的役割を担うものとしします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県身体障害者総合福祉センター
- イ 所在地 津市一身田大古曾 670 番地 2
- ウ 構造規模等
 - ・敷地面積 66,762.48 m²
 - ・延べ床面積 8,172.30 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 障害者支援施設に関する業務

障害者総合支援法の規定による次の障害福祉サービスの提供

- ①施設入所支援
- ②短期入所
- ③自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ④就労移行支援
- ⑤生活介護

(イ) 身体障害者福祉センターA型に関する業務

- ①各種相談の実施
- ②リハビリテーションの実施
- ③障がい者スポーツの推進
- ④宿泊室の運営
- ⑤福祉用具製品化支援事業の実施
- ⑥実習生およびボランティアの受入

イ 成果目標

(ア) 日中活動系サービス利用率	毎年度	80%
(イ) 地域生活移行率	毎年度	50%
(ウ) 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加者数	毎年度	2,500人
(エ) 福祉用具相談指導件数	毎年度	300件

(5) 利用料金制採用の考え方

身体障害者総合福祉センターの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を図るため、利用料金制を採用します。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。
指定管理料の総額 722,105千円（5年間）

(内訳) 平成28年度	144,421千円
平成29年度	144,421千円
平成30年度	144,421千円
平成31年度	144,421千円
平成32年度	144,421千円

「みえこどもの城 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

みえこどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験、交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、本県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

みえこどもの城は、児童の健全育成の向上を図ることを目的とする児童福祉法第40条に基づく児童館としての機能とともに、大型児童館（A型）として県内児童館への支援及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有しています。

そのため、みえこどもの城では、今後も、芸術、体育、科学など児童のニーズに総合的に対応した遊びを提供するとともに、県内児童館の中核施設としての機能を発揮するものとします。

(3) 施設の概要

ア 名称	みえこどもの城		
イ 所在地	松阪市立野町 1291 番地	松阪市	中部台運動公園内
ウ 構造規模等			
・敷地面積	6,520	m ²	
・延べ床面積	4,399.41	m ²	
・構造	鉄筋コンクリート4階建て		

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 児童の健全育成のため、みえこどもの城の施設及び設備を県民の利用に供する業務
- (イ) 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供に関する業務
- (ウ) 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等の開催に関する業務
- (エ) 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関する指導又は助言に関する業務

(オ) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成を達成するために必要な事業に関する業務

イ 成果目標

- | | |
|---|-----------|
| (ア) 年間総利用者数 | 毎年度 20 万人 |
| (イ) 児童健全育成拠点事業（移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業）の実施回数 | 毎年度 90 回 |
| (ウ) 利用者の満足度 | 毎年度 80% |

(5) 利用料金制採用の考え方

みえこどもの城の管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を図るため、利用料金制を採用します。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額	674,765 千円 (5年間)
(内訳) 平成 28 年度	133,857 千円
平成 29 年度	135,227 千円
平成 30 年度	135,227 千円
平成 31 年度	135,227 千円
平成 32 年度	135,227 千円

「三重県母子・父子福祉センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

母子・父子福祉センターは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「法」といいます。）に規定する施設として、ひとり親家庭等に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど、ひとり親家庭等の福祉を総合的に増進することを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

最近の厳しい経済環境から、ひとり親家庭の就業機会の確保が極めて重要となっており、ひとり親家庭等の生活の安定、自立を促進するうえで、就業支援、相談支援、生活支援等を総合的に行う必要があり、その中心的役割を果たすものとしします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県母子・父子福祉センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 4 階内
- ウ 構造規模等
 - ・面積 175.64 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) ひとり親家庭情報交換会に関する業務
- (イ) 母子家庭等就業・自立支援センター等に関する業務
- (ウ) 母子・父子自立支援員研修業務

イ 成果目標

- | | | |
|---------------------|-----|------|
| (ア) ひとり親家庭情報交換会開催回数 | 毎年度 | 5 回 |
| (イ) 就業実績 | 毎年度 | 30 件 |

(ウ) 相談（就業・生活等）件数	毎年度	300 件
(エ) 就業支援講習会参加者数	毎年度	60 人
(オ) 母子・父子自立支援員研修回数	毎年度	3 回

(5) 利用料金制採用の考え方

法の規定に基づき、利用料金は無料を基本としており、次期指定管理についても変更は行いません。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額	65,000 千円（5年間）
（内訳）平成 28 年度	13,000 千円
平成 29 年度	13,000 千円
平成 30 年度	13,000 千円
平成 31 年度	13,000 千円
平成 32 年度	13,000 千円

【特別会計】

議案第6号

平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

(単位：千円)

項 目	H26当初	H27当初	増 減	説 明
(歳入)				
諸収入	1,341,896	1,415,318	73,422	総合医療センターへの貸付金にかかる元利収入の増
県債	374,800	295,900	△ 78,900	総合医療センターへの貸付金の財源として借り入れる県債の減
歳入合計	1,716,696	1,711,218	△ 5,478	
(歳出)				
貸付金	374,800	295,900	△ 78,900	総合医療センターへの貸付金の減
元利償還金	1,341,896	1,415,318	73,422	総合医療センターにかかる県債の元利償還金の増
歳出合計	1,716,696	1,711,218	△ 5,478	

議案第7号

平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円)

項 目	H26当初	H27当初	増 減	説 明
(歳入)				
諸収入	272,374	287,737	15,363	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金元利収入の増等
繰入金	29,430	29,142	△ 288	諸収入の増等に伴う一般会計繰入金の減
県債	39,488	34,574	△ 4,914	諸収入の増等に伴う国庫貸付金の減
歳入合計	341,292	351,453	10,161	
(歳出)				
貸付金	331,000	339,570	8,570	貸付金の増
貸付事務費	10,292	11,883	1,591	事務費の増
歳出合計	341,292	351,453	10,161	

【特別会計】

議案第8号

平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算

(単位：千円)

項 目	H26当初	H27当初	増 減	説 明
(歳入)				
分担金及び負担金	57,040	57,742	702	措置入院診療収入の増等
使用料及び手数料	688,772	699,365	10,593	一般入院診療収入の増等
繰入金	261,620	303,353	41,733	一般会計繰入金の増
諸収入	6,025	6,342	317	雑入の増
国庫支出金	7,900	7,900	-	
県債	-	2,000	2,000	備品整備に伴う増
歳入合計	1,021,357	1,076,702	55,345	
(歳出)				
運営事業費 人件費	735,528	762,392	26,864	給与費の増等
運営事業費	282,261	310,554	28,293	委託料の増等
医療支援事業費	3,568	3,756	188	事務費の増等
歳出合計	1,021,357	1,076,702	55,345	

2 平成26年度三重県一般会計補正予算等について

今回の補正予算にかかる健康福祉部関係分は、一般会計で16億6,194万2千円の減額、特別会計で3,186万4千円の減額となっており、その内訳は次表のとおりです。

一般会計の主要項目につきましては、16頁から17頁の表のとおりです。

なお、繰越明許費については、18頁に整理しましたとおり追加および変更計9件を、債務負担行為については、20頁から21頁に整理しましたとおり追加18件を計上しています。

また、特別会計につきましては、22頁から23頁に整理しました。

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
第3款 民生費	97,335,853	△1,269,727	96,066,126
第4款 衛生費	24,135,800	△374,333	23,761,467
第10款 教育費	2,087,525	△17,882	2,069,643
一 般 会 計	123,559,178	△1,661,942	121,897,236
地方独立行政法人三重県立 総合医療センター資金貸付特別会計	1,711,903	-	1,711,903
三重県母子及び父子並びに寡婦 福祉資金貸付事業特別会計	384,829	512	385,341
三重県立小児心療センター あすなろ学園事業特別会計	1,074,474	△32,376	1,042,098
特 別 会 計	3,171,206	△31,864	3,139,342

議案第73号 平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号） 主要項目一覧表

健康福祉部
(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
《民生費》 (主な増額補正)				
障がい児福祉費 障がい児施設支援等事業費	1,118,012	57,973	1,175,985	児童福祉法に基づく障害児通所給付費に係る負担金の所要見込額の増加等による増
介護保険制度実施関係事業費 介護保険財政安定化基金貸付・交付金	10,000	95,596	105,596	介護保険法に基づく市町等に対する貸付金の所要見込額の増加による増
国民健康保険行政事務費 国民健康保険保険基盤安定負担金	4,518,843	51,706	4,570,549	国民健康保険法に基づく低所得者の保険料の軽減額等に係る負担金の所要見込額の増加による増
保育所事業費 保育所運営費負担金	2,412,690	80,849	2,493,539	児童福祉法に基づく保育費に係る負担金の所要見込額の増加による増
(主な減額補正)				
低所得者等援護対策費 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業費	162,277	△ 50,555	111,722	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業に係る市に対する補助金の所要見込額の減少等による減
老人医療対策費 後期高齢者医療費県負担金	15,128,674	△ 574,108	14,554,566	医療給付費に係る三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の所要見込額の減少等による減
老人医療対策費 後期高齢者医療高額医療費支援県負担金	761,454	△ 97,296	664,158	高額医療費に係る三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の所要見込額の減少による減
老人医療対策費 後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金	3,042,465	△ 119,688	2,922,777	低所得者の保険料の軽減額等に係る三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の所要見込額の減少による減
介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費 介護基盤緊急整備等特別対策事業費	779,216	△ 79,882	699,334	介護基盤緊急整備等特別対策事業に係る補助金の所要見込額の減少等による減

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
災害救助事業費 災害医療体制強化推進事業費	94,676	△ 74,118	20,558	医療施設に対する医療提供体制施設整備交付金の所要見込額の減少等による減
災害救助事業費 医療施設耐震化整備事業費	1,122,410	△ 428,037	694,373	補助対象事業の進捗に伴う今年度の補助金の所要見込額の減少による減
民 生 費 計	97,335,853	△ 1,269,727	96,066,126	
《衛生費》 (主な増額補正)				
難病対策費 特定疾患等治療研究事業費	2,283,686	136,931	2,420,617	特定疾患等に係る医療費の所要見込額の増加等による増
精神保健医療対策事業費 精神通院医療事業費	2,924,851	122,740	3,047,591	昨年度分の障害者医療費国庫負担金の精算による返還金の計上による増
(主な減額補正)				
がん対策推進費 がん医療基盤整備事業費	155,854	△ 40,117	115,737	地域医療体制基盤整備事業に係る補助金の所要見込額の減少等による減
地域医療対策費 医師確保対策事業費	771,951	△ 45,203	726,748	三重大学に対する寄附講座に係る所要見込額の減少等による減
救急医療対策費 救急・へき地医療施設設備整備費補助金	1,572,654	△ 524,781	1,047,873	補助対象事業の進捗に伴う今年度の補助金の所要見込額の減少による減
衛 生 費 計	24,135,800	△ 374,333	23,761,467	
《教育費》 (主な補正)				
私立幼稚園振興費 私立幼稚園施設耐震化整備費等補助金	60,186	△ 15,114	45,072	私立幼稚園における施設耐震化整備事業に係る補助金の所要見込額の減少による減
教 育 費 計	2,087,525	△ 17,882	2,069,643	
合 計	123,559,178	△ 1,661,942	121,897,236	

議案第73号 平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号）関係

（繰越明許費）

追加

（単位：千円）

項 目	繰越額	繰越理由
《民生費》		
介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費 介護基盤緊急整備等特別対策事業費	209,672	補助事業者において、設計内容の見直し及び資材の入手等に不測の日数を要したため。
児童虐待防止総合対策事業費 家庭的養護体制充実支援事業費	199,101	補助事業者において、設計内容の見直し及び資材の入手等に不測の日数を要したため。
民 生 費 計	408,773	
《衛生費》		
がん対策推進費 がん医療基盤整備事業費	44,373	補助事業者において、設計内容の見直し及び資材の入手等に不測の日数を要したため。
精神保健医療対策事業費 重度認知症患者デイケア施設・設備整備事業費	14,319	補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。
衛 生 費 計	58,692	
合 計	467,465	

変更

（単位：千円）

項 目	繰越額	繰越理由
《民生費》		
介護基盤整備関係事業費 介護サービス基盤整備補助金	(補正前) 25,000 (補正後) 506,800	補助事業者において、設計内容の見直し及び資材の入手等に不測の日数を要したため。
保育所事業費 安心子ども基金保育基盤整備事業費	(補正前) 313,434 (補正後) 412,457	補助事業者において、関係者との協議及び設計内容の見直しに不測の日数を要したため。
民 生 費 計	(補正前) 439,765 (補正後) 1,020,588	

項 目	繰 越 額	繰 越 理 由
《衛生費》 地域医療対策費 医療施設等施設・設備整備費補助金 看護職員確保対策費 看護職員確保対策事業費 みえライフイノベーション総合特区推進事業費 みえライフイノベーション総合特区医療 情報利活用推進事業費	(補正前) 244,446 (補正後) 283,843 (補正前) 27,895 (補正後) 75,747 (補正前) 22,109 (補正後) 122,109	補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。 補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。 補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。
衛 生 費 計	(補正前) 311,468 (補正後) 498,717	
合 計	(補正前) 751,233 (補正後) 1,519,305	

議案第73号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号) 関係

(債務負担行為)

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
感染症発生動向調査システムの保守業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	1,535
感染症発生動向調査システム機器賃貸借に係る契約	平成26年度～平成27年度	266
医薬品等新申請・審査システムに係る回線の賃借に係る契約	平成26年度～平成27年度	1,089
三重県福祉人材センター運営事業委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	11,001
福祉・介護人材マッチング支援事業委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	26,878
小規模事業所等人材育成支援事業委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	7,266
地域生活定着支援事業委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	25,000
生活保護システム保守・運用管理業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	1,634
生活保護等版医療レセプト管理システム保守・運用管理業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	266
指定事業者同報メール配信システム保守点検に係る契約	平成26年度～平成27年度	648
指定事業者台帳管理システム保守委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	594
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	平成26年度～平成27年度	2,286
三重県障害者手帳交付システム保守運用サポート業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	726
高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	65

事 項	期 間	限 度 額
小児夜間医療・健康電話相談業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	15,120
三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	109,130
三重DMAT傷害保険に係る契約	平成26年度～平成27年度	520
児童相談所児童記録システム保守管理業務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	1,502

【特別会計】

議案第75号

平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
(歳入)				
諸収入	272,356	-	272,356	
繰越金	49,055	-	49,055	
繰入金	27,941	512	28,453	一般会計繰入金の増
県債	35,477	-	35,477	
歳入合計	384,829	512	385,341	
(歳出)				
貸付金	374,040	-	374,040	
貸付事務費	10,789	512	11,301	委託料の増等
歳出合計	384,829	512	385,341	

【特別会計】

議案第76号

平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
(歳入)				
分担金及び負担金	59,125	△ 1,235	57,890	措置入院診療収入の減等
使用料及び手数料	733,780	△ 26,605	707,175	契約入院診療収入の減等
繰入金	266,504	△ 5,706	260,798	一般会計繰入金の減
諸収入	6,930	1,170	8,100	雑入の増
繰越金	235	-	235	
国庫支出金	7,900	-	7,900	
歳入合計	1,074,474	△ 32,376	1,042,098	
(歳出)				
人件費	780,639	△ 3,408	777,231	給与費の減等
運営事業費	290,340	△ 28,973	261,367	医薬材料費の減等
医療支援事業費	3,495	5	3,500	
歳出合計	1,074,474	△ 32,376	1,042,098	

3 基金に関する条例の改正について

1 改正理由

基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

【議案第 30 号】三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案

【議案第 31 号】三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

それぞれの条例の有効期限を、平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日まで延長します。

また、実施された事業に係る精算期限について、三重県安心こども基金は平成 28 年 6 月 30 日までとし、三重県自殺対策緊急強化基金は平成 28 年 12 月 31 日までとします。

3 施行期日

公布の日

4 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 食品衛生管理者養成施設の登録等に係る事務手数料の設定について

(1) 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「第4次一括法」といいます。)による関係法律の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正の内容

第4次一括法により、「食品衛生法」で規定する食品衛生管理者養成施設の登録、食品衛生管理者養成講習会の登録及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」で規定する食鳥処理衛生管理者養成施設の登録、食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録事務が、国から県に権限移譲されることに伴い、登録にかかる事務手数料を新設します。

食品衛生管理者養成施設登録手数料	40,000円
食品衛生管理者養成講習会登録手数料	9,000円
食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料	40,000円
食鳥処理衛生管理者養成講習会登録手数料	9,000円

(3) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

2 バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料の廃止について

(1) 改正理由

「建築基準法」の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正の内容

平成 26 年 6 月に「建築基準法」が改正され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」といいます。)」に基

づく特定建築物の認定申請時に提出される建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定は、建築主が適合性判定機関へ直接申請することとなります。これに伴い、県の事務がなくなるため、手数料を廃止します。

手数料を徴収している事務	手数料の内容	改正内容
バリアフリー法に基づく、建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定に関する事務	建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定手数料	<u>関係条文を削除し手数料を廃止する。</u>

(3) 施行期日

平成 27 年 6 月 1 日

3 介護支援専門員実務従事者基礎研修および認知症介護実践研修 (実践者研修および実践リーダー研修) 受講手数料の設定について

(1) 改正理由

「介護保険法」に係る事務を適正に実施するため、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正の内容

国より全国の研修受講料の平準化を要請されていることや、自身のキャリアアップに繋がる研修であることをふまえ、受講者に一定の負担を求めることが相当であると判断したため、研修受講手数料を新設します。

① 介護支援専門員実務従事者基礎研修事務手数料 15,000円

② 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料

ア 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に専ら従事する者に係るもの

(認知症介護実践研修 (実践者研修)) 6,200円

イ 事業所において専門的知識を有する指導的役割を担う者に係るもの
(認知症介護実践研修 (実践リーダー研修)) 15,200円

(3) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例

に基づく報告について

(1) 予算に関する補助金等に係る資料

・(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(2) 交付決定実績調書

・(条例第6条第1項関係) 交付決定実績調書(5億円以上)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	福祉休養ホーム 瀧流荘整備事業 費補助金	熊野市 熊野市井戸町 796	13,347 (未定)	平成26年度に市に譲渡した瀧流荘の大規模改修工事等に要する経費を補助する。	(目的・理由) 市へ譲渡した瀧流荘について、管理運営を一元化し、施設改修することで、効率的・効果的な経営につなげるとともに、集客機能を強化する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	公共財 平成2年に県が建設した施設を、平成26年度に未改修のまま市へ譲渡したものであり、市が実施する改修工事等に要する経費を補助することは、公益性がある。	健康福祉 総務課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉関係総務費
2	生活衛生営業指導センター補助金	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター 津市鳥居町 251-5	18,800 (未定)	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターが行う、生活衛生関係営業に関する施設の衛生維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導等の事務にかかる経費について補助する。	(目的・理由) 県内生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、公衆衛生の確保を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 県内全域の生活衛生水準の維持向上、公衆衛生の確保を図ることを目的としていることから公益性がある。	食品安全課	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	生営法施行費
3	感染症指定医療機関運営事業費補助金	日本赤十字社三重県支部 津市栄町1-891	12,344 (未定)	感染症法に基づく感染症指定医療機関の病床運営に要する経費を補助する。	(目的・理由) 感染症指定医療機関の円滑な感染症病床運営を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 県民の生活に危険を与える感染症の予防及び感染症の患者に対する医療を確保するものであり、公益性がある。	薬務感染症対策課	衛生費	公衆衛生費	予防費	防疫対策費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	保健衛生施設等施設整備費補助金	独立行政法人国立病院機構三重病院 津市大里窪田町357番地	10,000 (未定)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく帰国者・接触者外来の円滑な配置を図る。 に要する経費を補助する。	(目的・理由) 帰国者・接触者外来の円滑な配置を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 県民の生活に危険を与える感染症の予防及び感染症の患者に対する医療を確保するものであり、公益性がある。	業務感染症対策課	衛生費	公衆衛生費	予防費	防疫対策費
5	医療情報データベース構築支援事業補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	107,800 (H27.4)	県内中核病院が有する電子カルテ情報等について、標準化し集約のうえデータベース化を行う経費に対して補助する。	(目的・理由) 医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、医療機関間の切れ目のない地域医療連携や大規模災害等を想定した患者診療情報の保全等を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 電子カルテ情報等の集約により地域医療連携や患者診療情報の保全等を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	ライフインノベーション課	衛生費	医薬費	業務費	みえライフイノベーション総合特区推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(産)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
6	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55	42,834 (未定)	鉄道事業者が行う近鉄伊勢若松駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム だれもが安全で自由に移動できるよう、駅舎の段差解消、多機能トイレ等のバリアフリー化を支援することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	地域福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり総合推進事業費
7	セーフティネット支援対策等事業費(福祉サービス利用援助等事業・地域福祉権利擁護事業)補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2丁目132	163,127 (未定)	判断能力が不十分な高齢者等が地域で適正に福祉サービスを受けられる体制を整備するため、基幹的社会福祉協議会に設置する地域権利擁護センターの運営に必要な経費に対して補助する。	(目的・理由) 判断能力が不十分な高齢者等の日常生活の自立を支援する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金交付要綱 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	シビルミニマム 判断能力が不十分な高齢者等の日常生活の自立を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	福祉サービス利用支援事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	福祉活動指導員設置費補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2丁目132	40,000 (H28.1)	三重県社会福祉協議会の福祉活動指導に要する経費に対して補助する。	(目的・理由) 三重県社会福祉協議会の活動の強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 三重県社会福祉協議会の福祉活動指導を促進することにより、県内の福祉関係団体の活動の活性化を図るものであり、公益性がある。	地域福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	民間福祉団体等協働事業費
9	社会福祉研修センター事業費補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2丁目133	10,692 (H28.1)	三重県社会福祉協議会が実施する社会福祉研修センターの事業に要する経費に対して補助する。	(目的・理由) 社会福祉施設職員の資質向上を図り、社会福祉事業全体の質の向上を目的とする。 (根拠) 社会福祉法 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 県内の社会福祉施設の職員を対象に研修を実施し、人材の育成とともに福祉サービスの質の向上を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	福祉人材養成事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
10	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	独立行政法人福祉医療機構 東京都港区虎ノ門4-3-13	317,914 (H28.1)	県内社会福祉施設等の被共済職員が退職したときに、機構が支給する退職手当金の一部について補助する。	(目的・理由) 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費を補助することにより、職員の処遇向上を図る。 (根拠) 社会福祉施設職員等退職手当共済法	外部経済 社会福祉施設職員等の処遇向上により、福祉サービスの確保や質の向上を図るものであり、公益性がある。	地域福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉人材確保対策費
13	軽費老人ホーム運営費補助金	社会福祉法人青山里会 四日市市山田町5500-1 他26法人	998,730 (未定)	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助する。	(目的・理由) 軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、低所得者の生活環境を確保するために必要であることから、公益性がある。	長寿介護課	民生費	社会福祉費	老人福祉費	高齢者在宅生活支援事業費
14	老人保健福祉施設整備費補助金	未定	未定 (未定)	特別養護老人ホーム等の整備に係る経費を補助する。	(目的・理由) 必要な介護基盤を整備する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 在宅での生活が困難で施設サービスを希望する高齢者が円滑に入所できるような施設整備を推進することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	介護基盤整備関係事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
15	地域医療介護総合確保事業補助金(仮称)	未定	未定(未定)	地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備等及び、介護施設等の開設にかかる準備経費や定期借地権利用に係る経費を補助する。	(目的・理由) 将来のニーズをふまえた介護基盤の整備と、施設開設時からの安定した質の高いサービス提供体制を支援する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 入所が必要な高齢者が円滑に入所できるよう施設整備を推進することや、入所施設が開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	長寿介護課	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護基盤整備関係事業費
16	地域支援事業県交付金	未定(県内市町)	未定(未定)	市町等保険者が地域支援事業を行うために必要な経費について、介護保険法の定めるところにより負担する。	(目的・理由) 高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 介護保険法に基づき、市町等保険者が行う地域支援事業に要する経費を負担するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	介護保険制度実施関係事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
17	障害者施設整備事業費補助金	未定	未定 (未定)	障がい児者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 社会福祉法人等が設置する障がい児者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障がい福祉サービス基盤の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	障がい福祉課	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	地域生活移行推進事業費
18	障がい者スポーツ推進事業補助金	社会福祉法人三重県厚生事業団 津市一身田大古曾670-2	25,668 (H27.4)	社会福祉法人等が実施する障がい者スポーツの人材育成を支援する経費に対して補助する。	(目的・理由) 全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進できるよう支援する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がい者スポーツの推進は、障がい者がスポーツをきっかけとして自立と社会参加を果たし、障がい者福祉の向上に資するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	障がい者社会活動推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	点字図書館運営事業費補助金	社会福祉法人伊賀市社会事業協会 伊賀市寺町1184-2	28,452 (H27.6)	社会福祉法人等が設置する点字図書館の運営にかかる経費を補助する。	(目的・理由) 点字・録音図書の貸出や閲覧等を通じて視覚障がい者が必要な情報を入手できるように支援する。 (根拠) 身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 視覚障がい者や支援者等が必要とする情報を入手できる環境を整え、障がい者の社会参加を促進することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	障がい福祉課	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	同上
20	福祉医療費助成制度推進交付金	公益社団法人三重県医師会 津市桜橋2-191-4	未定 (H27.6)	福祉医療費助成制度や医療保険制度に関し医師会が実施する周知活動、医療の質を確保するための医師の研修、地域住民を対象とした健康教育等の経費について交付する。	(目的・理由) 福祉医療費助成事業対象者の健康の保持増進を図るとともに、福祉医療費助成事業の円滑な実施を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がい者・一人親家庭等・子どもが健康的な生活を享受することを目的として実施する福祉医療費助成制度の円滑な実施を図るために必要な事業であり、公益性がある。	医務国保課	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	福祉医療対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	国民健康保険調整交付金	未定(県内市町)	未定(H27.9)	市町間において産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料(税)負担能力等には格差が存在しているため、定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整を行う。	(目的・理由) 市町国保の財政運営の安定化を図るため、交付金を交付する。 (根拠) 国民健康保険法健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 国民健康保険制度において、市町国保間の財政格差を縮小し、財政運営の不安定性を緩和することは制度を維持するために必要不可欠であり、公益性がある。	医務国保課	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険行政事務費
22	障がい者医療費補助金	未定(県内市町)	未定(H27.6)	市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 障がい者が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がい者が必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、公益性がある。	同上	同上	同上	障がい者福祉費	障がい児(者)医療対策費
23	子ども医療費補助金	未定(県内市町)	未定(H27.6)	市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 次世代育成の重要性から子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが医療を受けられる環境を整える。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 子どもが必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、公益性がある。	同上	同上	児童福祉費	児童福祉総務費	子ども医療対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
24	一人親家庭等医療費補助金	未定(県内市町)	未定(H27.6)	市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 一人親家庭等が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 一人親家庭等が必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、公益性がある。	医務国保課	民生費	児童福祉費	母子福祉費	母子医療対策費
25	後期高齢者医療財政安定化基金交付金	三重県後期高齢者医療広域連合 津市桜橋2-96	1,200,000(未定)	三重県後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたりその増加抑制に要する費用に充てるため、基金の一部を取り崩し、三重県後期高齢者医療広域連合に交付する。	(目的・理由) 後期高齢者医療制度の財政運営の安定化を図る。 (根拠) 高齢者の医療の確保に関する法律 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 後期高齢者医療制度において、財政運営の安定化を図ることは制度を維持するために必要不可欠であり、公益性がある。	同上	同上	社会福祉費	老人福祉費	老人医療対策費
26	医療関係者確保対策費等補助金(三重県看護師等養成所運営費補助金)	ユマニテク看護助産専門学校 四日市市浜田町13-29 他10校	229,965(未定)	看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 看護師の確保及び教育の充実強化を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 看護師の確保及び資質の向上により、地域医療体制の整備を図るものであり、公益性がある。	同上	衛生費	医薬費	医療従事者養成費	看護職員養成支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
27	県南地域医療確保推進事業補助金	日本赤十字社三重県支部 津市栄町1-891	67,000 (H27.4)	県南地域において、がん、脳卒中、救急医療、小児医療などにかかる対策等を総合的に実施する医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 県南地域の医療を確保する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 県南地域の拠点病院として医療機能の提供・充実がさらに図られるものであり、公益性がある。	医務国保課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
28	医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金	藤田保健衛生大学七栗サナトリウム 津市大島町424-1	39,397 (未定)	県内で不足する回復期リハビリテーション病棟へ転換するための工事にかかる経費を補助する。	(目的・理由) 医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスが地域において提供できるよう、不足する回復期病床を整備する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域における医療・介護を総合的に確保するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
29	医療施設設備整備費補助金	独立行政法人 地域医療機能 推進機構四日 市羽津医療セ ンター 四日市市羽津 山町10-8	33,840 (未定)	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費用の一部を補助する。	(目的・理由) 共同利用を目的とした高額医療機器を整備することで、共同利用施設として地域の医療機関の連携や医療資源の効率的活用を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域における医療水準の向上に資するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医務国保課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
30	医療施設設備整備費補助金	特定医療法人 障純会榊原温 泉病院 津市榊原町 1033-4	31,906 (未定)	地球温暖化対策に資する医療機関の整備に必要な費用の一部を補助する。	(目的・理由) 医療機関における地球温暖化対策の取組を推進する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医療機関における温室効果ガスの排出量削減に資するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
32	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金	公立大学法人三重県立看護大学 津市夢が丘1-1-1	715,639 (未定)	公立大学法人三重県立看護大学の運営費を交付する。	(目的・理由) 公立大学法人三重県立看護大学が、円滑に運営されるために必要な経費を運営費交付金として交付する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済看護職者の育成、教育を行うことは、県内外の医療機関における看護職者の充実が図られるものであり、公益性がある。	医務国保課	衛生費	医薬費	医療従事者養成費	公立大学法人関係事業費
33	産科医療機関確保事業補助金	紀南病院組合立紀南病院 南牟婁郡御浜町阿田和4750	22,810 (未定)	産科医療機関が不足している地域の産科医療機関に対して、経営の安定化を図るため、財政的支援を行う。	(目的・理由) 産科医療機関が不足している地域の分娩取扱医療機関を確保することにより、身近な地域で安心して出産できる環境の整備を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム産科医療機関が不足している地域の分娩取扱医療機関を確保するために必要な事業であり、公益性がある。	地域医療推進課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
34	パティホスピタルシステム実施事業補助金	日本赤十字社三重県支部 津市栄町1-891	11,250 (未定)	医師の確保が困難な地域に対する医師派遣を推進するため、医師派遣にかかる経費を補助する。	(目的・理由) 医師の確保が困難な地域の医療を確保する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム医師の確保が困難な地域において、医療を確保するために必要な事業であり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
35	救命救急センター運営事業補助金	日本赤十字社 三重県支部 津市栄町1-891 他1事業者	197,714 (未定)	休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	地域医療推進課	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費
36	地域医療再生事業補助金(桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に伴う地域中核病院整備事業)	桑名市 桑名市中央町2-37	1,391,849 (H27.4)	地域医療再生計画に基づき、桑名地域における医療体制の再構築を図るため、桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に必要な整備費用の一部を補助する。	(目的・理由) 医療体制の維持が課題である桑名地域において、医療機関の再編統合などを支援することにより、地域の医療体制の再構築を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医師不足などの理由から、救急をはじめとする医療体制の維持が課題である桑名地域に対し、医療機関の再編統合などを支援することにより、地域の医療体制の再構築を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
37	地域医療再生事業補助金(紀南病院整備事業)	紀南病院組合 立紀南病院 南牟婁郡御浜町阿田和4750	292,225 (H27.4)	紀南病院が行う本館の改築等に必要経費の一部を補助する。	(目的・理由) 二次救急医療体制を充実させる。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 救急処置室のある本館の改築に加え、屋上ヘリポート等を整備することにより、救急医療体制の整備を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
38	ドクターヘリ運航事業補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2-174	218,659 (未定)	救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上等を図るため、ドクターヘリの運航を行う場合にその運航経費の一部を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	地域医療推進課	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費
39	救急患者搬送情報共有システム運用経費補助金(仮称)	未定	33,450 (未定)	情報携帯端末を活用して早期に適切な医療機関に救急患者を搬送するためのシステムの円滑な運用を図るため、必要な経費について補助する。	(目的・理由) 救急患者を早期に適切な医療機関に搬送するための環境を整備する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 救急患者の医療機関への搬送の円滑化を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
40	小児救急医療拠点病院運営事業費補助金	独立行政法人国立病院機構三重病院 津市大里窪田町357	40,573 (未定)	休日夜間における小児の重篤救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) 小児の救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 小児救急医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
41	周産期母子医療センター運営事業費補助金	日本赤十字社三重県支部津市栄町1-891他1事業者	62,067 (未定)	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	地域医療推進課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	母子保健対策費
42	周産期母子医療センター設備整備支援事業補助金	未定	40,000 (未定)	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療に対応する周産期母子医療センターの機能をより強化するため、周産期母子医療センターの設備整備費用の一部を補助する。	(目的・理由) ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行うための環境を整備し、周産期医療体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
43	地域療育支援施設運営事業費補助金	独立行政法人国立病院機構三重病院津市大里窪田町357	31,544 (未定)	新生児集中治療管理室(NICU)等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設を運営する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 地域療育支援施設を運営し、NICU等に長期入院している小児の在宅療養等への移行を促進する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、公益性がある。	地域医療推進課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	母子保健対策費
44	医療施設耐震化整備費補助金	医療法人永井病院津市西丸之内29-29他1事業者	522,160 (H27.4)	医療施設耐震化臨時特例基金を活用し、災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関が行う耐震化整備に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 災害時において適切な医療体制の維持を図るために必要な災害拠点病院等の耐震化を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 災害時の医療体制の整備を図るものであり、公益性がある。	同上	民生費	災害救助費	救助費	災害救助事業費
45	医療提供体制施設整備交付金	未定	41,170 (未定)	災害時における医療の提供に必要な医療施設の耐震化整備費の一部を補助する。	(目的・理由) 災害時において適切な医療提供体制の維持を図るために必要な医療機関の耐震化を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 災害時の医療体制の整備を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
46	地域災害拠点病院整備事業費補助金	未定	12,315 (未定)	災害時における医療の提供に必要な災害拠点病院の施設整備費の一部を補助する。	(目的・理由) 災害時において適切な医療提供体制の維持を図るために必要な災害拠点病院の施設整備を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 災害時の医療体制の整備を図るものであり、公益性がある。	地域医療推進課	民生費	災害救助費	救助費	災害救助事業費
47	がん診療施設設備整備費補助金	三重厚生連松阪中央総合病院 松阪市川井町字小望102 他4事業者	54,000 (未定)	質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の設備整備に必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) がん医療提供体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム がん医療提供体制の整備を図るため、がん診療設備の充実等を図るものであり、公益性がある。	健康づくり課	衛生費	公衆衛生費	予防費	がん対策推進費
48	がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江1-471-2 他2事業者	33,600 (未定)	がん診療連携拠点病院の機能を強化するために必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 地域におけるがん診療連携の円滑な実施及びがん医療提供体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域におけるがん診療連携の円滑な実施及びがん医療提供体制の充実のため、がん診療連携拠点病院の機能強化を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
49	地域医療体制基盤整備事業補助金	地方独立行政法人桑名市総合医療センター 桑名市寿町3-11	10,000 (未定)	地域医療の推進や介護等との連携を図るための設備整備や活動に対して、必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 地域における医療連携の円滑な実施及び医療提供体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域における医療連携の円滑な実施や、在宅医療に向けた、多様な職種との連携を図ることは、その地域の医療提供体制の充実を図るものであり、公益性がある。	健康づくり課	衛生費	公衆衛生費	予防費	がん対策推進費
50	地域医療体制基盤整備事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	10,000 (未定)	地域医療の推進や介護等との連携を図るための設備整備や活動に対して、必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 地域における医療連携の円滑な実施及び医療提供体制の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域における医療連携の円滑な実施や、在宅医療に向けた、多様な職種との連携を図ることは、その地域の医療提供体制の充実を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
51	歯科診療機器整備費補助金	公益社団法人三重県歯科医師会 津市桜橋2-120-2	12,473 (未定)	障がい者歯科センターの歯科診療機器整備に必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 障がい児者等に対して、安全で質の高い歯科医療提供の充実を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域の歯科医療機関で受入困難な障がい児者を受け入れる医療機関の機器整備を行い、安全な歯科医療の提供を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	公衆衛生総務費	歯科保健対策費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
52	児童養護施設等整備費負担(補助)金	未定	未定(未定)	児童養護施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 社会福祉法人等が設置する児童養護施設等の施設整備に要する経費を助成することにより、施設入所児童等の社会的自立の促進等を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 社会的養護が必要な児童を入所させる児童養護施設等を整備し、施設入所児童等の処遇の向上及び社会的自立の促進を図ることは生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	子育て支援課	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童虐待防止総合対策事業費
53	放課後児童対策事業費補助金	未定(市町)	未定(未定)	放課後児童クラブの運営に係る経費について、市町に対して補助する。	(目的・理由) 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後児童クラブの運営を補助し、児童の健全育成を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 児童の健全な育成に必要な放課後児童クラブの安定的な運営を図るものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	児童福祉総務費	特別保育事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
54	放課後児童クラブ整備費補助金	未定	未定(未定)	放課後児童クラブ創設等のための整備にかかる経費について、市町、社会福祉法人等に対して補助する。	(目的・理由) 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後児童クラブの施設整備を補助し、児童の健全育成を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 児童の健全な育成に必要な放課後児童クラブの設置の促進を図るものであり、公益性がある。	子育て支援課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	特別保育事業費
55	次世代育成支援特別保育推進事業費補助金(低年齢児保育充実事業)	未定	未定(未定)	0、1歳児が定員等の1割以上入所している私立保育所であって、保育士の配置基準をこえて、保育士1人を年度当初から配置する保育所に対し、必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 入所待機となりがちな低年齢児保育の需要に対応し、子育て環境の向上を図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 保育所入所待機児童を解消し、低年齢児保育の需要に対応するためのものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
56	安心子ども基金保育基盤整備事業費補助金	未定	未定(未定)	保育所の計画的な整備等に対して補助する。	(目的・理由) 待機児童解消のため、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 保育所等の整備や保育の質の向上を図るためのものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	保育所事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
57	地域子ども・子育て支援等事業(地域子ども・子育て支援事業)	未定(県内市町)	未定(未定)	地域子ども・子育て支援事業(※)を実施する市町に対して補助する。 ※地域子ども・子育て支援事業 ・利用者支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	(目的) 市町子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業を支援することにより、子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実に図る。 (根拠) 健康福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実に図るためのものであり、公益性がある。	子育て支援課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	特別保育事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(座)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
58	私立幼稚園振興補助金	学校法人津田学園 四日市市笹川1丁目106-2 他37法人	1,158,351 (未定)	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に対して補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 健康福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援を行うことにより、教育の向上が図られるものであり、公益性がある。	子育て支援課	教育費	私立幼稚園費	私立幼稚園費	私立幼稚園振興費

交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:健康福祉部 (単位:千円))

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
6 (12)	国民健康保険調整交付金	津市 津市西丸之内23-1	796,318	市町間において産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料(税)負担能力等には格差が存在しているため、定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整を行う。	(目的・理由) 市町国保の財政運営の安定化を図る。 (根拠) 国民健康保険法 健康福祉部関係補助金等交付要綱	(政策) 命を守る (施策) 医師確保と医療体制の整備 (目標) 適正な医療保険制度の確保	市町間における産業構造、住民の所得、被保険者の保険料(税)負担能力等の格差を是正するために国民健康保険法で定められた方法であり、補助金等の交付以外の方法はない。	医務国保課	
7 (12)	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	848,277	同上	同上	同上	同上	同上	
9 (12)	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	525,089	同上	同上	同上	同上	同上	
11 (12)	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18-18	537,314	同上	同上	同上	同上	同上	

-51-